

えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線 430

第20回山形市農畜産物フェスティバル 農産物フリーマーケット参加者募集！

- ① 目的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日時 令和2年10月17日（土） 10：00～
- ③ 場所 県民ふれあい広場 芝生広場（霞城公園東大手門の東側）
（「山形市認定農業者連絡協議会」でブース確保）
- ④ 内容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申込 令和2年8月24日（月）まで電話でお願いします。
- ⑥ 留意点
 - ・電気をご使用の際は、発電機等で各自対応いただくこととなります。
 - ・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は飲食（試食含む）を伴う出店は見合わせる方向で調整しております。

※なお、今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、開催の可否を含めて開催内容や時間が変更される場合もありますので、ご了承ください。



【申込・問い合わせ】

山形市認定農業者連絡協議会事務局
（山形市農政課 就農・経営支援係）

【裏面もあります】

耕作放棄地解消支援事業をご活用ください

耕作放棄地の再生利用・支援策をお知らせいたします。

耕作放棄地を解消し営農を行う場合の支援策として、山形市耕作放棄地解消支援事業がございます。

取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎耕作放棄地解消支援事業について

○対象者及び対象農地は次のとおりです。

- ① 農業者若しくは農業者団体
- ② 次の全ての要件を満たす農地
 - ・ 山形市内
 - ・ 自己所有地以外
 - ・ 荒廃の程度が一定以上（解消事業費により判断されます。）
 - ・ 農業委員会の調査により、荒廃農地と判断された農地

※詳しくは下記“本事業活用のポイント”をご覧ください。

○再生利用活動（耕作放棄地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等）

- ・ 荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、10a当り、3万円又は5万円を補助します。

○本事業活用のポイント

- ・ 農地の貸借契約等により、土地所有者に代わり再生作業を行う方が対象となります。
※売買の場合は要相談
- ・ 再生作業を行うに当たり、再生費用が6万円/10a以上必要とする耕作放棄地であること。
- ・ その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎相談について

令和3年度の事業として事前相談を受け付けいたします。

- ・ 相談期間 令和2年9月30日まで
- ・ 必要書類 地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。

お問い合わせ

山形市役所 農政課 農政企画係

641-1212 (内429.437)

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業の6次産業化に向けた新たな取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発等に係る事業
- ・自らが生産する農畜産物を加工した試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

2. 事業対象者

市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率

(1) ビジネスチャレンジ支援事業 3分の2

(2) 販路拡大支援事業 2分の1

ただし、25万円を限度とし、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和2年7月17日(金)～令和2年8月7日(金)

【公募終了後のスケジュール】

9月に外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、事業主体がプレゼンテーションを行います。○ビジネスチャレンジ支援事業については、①実現性、②創意工夫性、③女性の参画(女性の視点が活かされている)などを、○販路拡大支援事業については、①実現性②ターゲット③今後の展望などをポイントとして補助金交付対象事業者を決定します。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212 (内線431)

◇持続化給付金について◇

新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするための給付金です。(国事業)

★ 給付額

法人は上限 200 万円、個人事業者は上限 100 万円 (※定額給付ではなく、減収に応じた支給)

★ 給付対象者

新型コロナウイルスの影響を受けて、令和 2 年 1 月～12 月のうち、1 ヶ月の売上が前年の同月比（もしくは前年の月平均比）で 50%以上減少した月がある方

★ 申請方法

本人による電子申請（市役所への申請ではありません。）

★ 受付期間

令和 3 年 1 月 15 日まで

★ 問い合わせ先

持続化給付金事業コールセンター TEL0120-115-570

受付時間 8:30～19:00 まで（土曜・祝日を除く月曜～日曜）

■◆◇● 国の持続化給付金が対象にならない方へ ■◆◇●

◇「山形市事業者応援金」を支給します◇

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少し、国の持続化給付金の要件を満たさない方が対象となります。

★ 給付金額

1 事業者あたり 20 万円

★ 対象者（以下①～③のすべてを満たしていること）

①山形市内に事業所を有する事業主又は、市外に事業所を有し山形市内に住所を有する個人事業主

②令和 2 年 3 月から 5 月までの間で、売上が前年同月比 20%以上 50%未満の範囲で減少している方

※50%以上の売上減少については、国の持続化給付金の対象になります。

③国の持続化給付金を受給していない方、又は今後受給する予定がない方

★ 申込期間

令和 2 年 7 月 13 日（月）から 9 月 30 日（水）まで

★ 問い合わせ先

山形市事業者応援金コールセンター TEL0120-065-321

受付時間 9:00～17:00（全日）

～ 申請方法等、詳しくは別添チラシをご覧ください ～



「山形市事業者応援金」ここがポイントです！！

- ・国の持続化給付金の対象にならない方
- ・令和2年3月から5月までの間に出荷があった農業者の方
- ・令和2年3月から5月の各月を前年同月と比較して、20%から50%未満の範囲で減少している方
- ・国の持続化給付金における前年平均月収は採用しません。各月の売り上げでの比較になります。

「山形市事業者応援金」を支給します

国の持続化給付金の要件（前年同月比50%以上の売上減少）を満たさないものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により売上が減少した事業者の事業継続を応援するため、山形市独自の応援金を支給します。

給付金額

1事業者あたり20万円

申請期間

令和2年7月13日(月)から9月30日(水)まで

対象者

以下のすべてに該当する事業者・個人事業主の方が対象となります。

- ①山形市内に事業所を有する中小企業及び個人事業主
又は、市外に事業所を有し山形市内に住所を有する個人事業主
- ②令和2年(2020年)3月から5月までの間で、いずれかひと月の売上が、前年同月と比較して20%以上50%未満の範囲で減少している方
- ③国の持続化給付金を受給していない方、又は今後受給する予定がない方

申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため郵送により受付します。

送付先	〒990-8501 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所内 5階特別室 山形市事業者応援金事務局 宛
問い合わせ先	山形市事業者応援金コールセンター 0120-065-321 受付時間：午前9時から午後5時まで（全日）

申請に必要な書類等は、裏面をご覧ください。

<裏面あり>

申請書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 売上確認票（様式第2号）
- ③ 宣誓書（様式第3号）

※山形市公式ホームページから申請書類をダウンロードの上、記入してください。

※ダウンロードが難しい場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

添付書類

以下の添付書類を添えて申請してください。

法人の方	<ol style="list-style-type: none">① 2020年3月から5月までの月が含まれる事業年度の前年度の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写し② 2020年1月から申請日の前月までの月間事業収入を証明する書類（売上台帳の写し等）③ 振込口座が確認できる通帳の写し <hr/> <p>■市外に本社・本店があり、市内に自己所有の事業所を有する方</p> <ol style="list-style-type: none">④ 不動産登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等■市外に本社・本店があり、市内で事業所を賃借している方⑤ 賃貸借契約書の写し
個人事業主の方	<ol style="list-style-type: none">① 2019年分の確定申告書第1表の写し② 2019年1月から8月までの月間事業収入を証明する書類（所得税青色申告決算書、売上台帳の写し等）③ 2020年1月から申請日の前月までの月間事業収入を証明する書類（売上台帳の写し等）④ 振込口座が確認できる通帳の写し <hr/> <p>■市内に自己所有の事業所を有する市外在住の方</p> <ol style="list-style-type: none">⑤ 不動産登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等■市内で事業所を賃借している市外在住の方⑥ 賃貸借契約書の写し

※上記以外に、給付決定に必要な書類を追加で求める場合があります。

問い合わせ先

山形市事業者応援金コールセンター

TEL 0120-065-321 受付時間：午前9時から午後5時まで（全日）

この情報は、山形市公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＜新型コロナウイルス感染症に係る支援策＞」にも掲載しています。

事業主体：山形市 商工観光部 雇用創出課



経営継続補助金

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① **経営継続**に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

② **感染拡大防止** の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合や人と人の接触機会を減らすレイアウト変更
- (例3) 販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

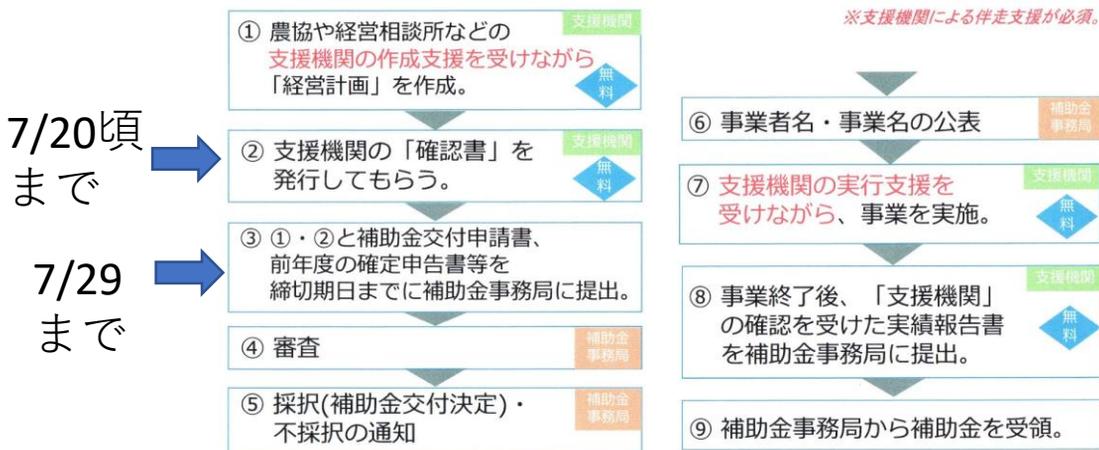
B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例

農薬散布用ドローン・野菜苗移植機・果実等自動選別機等

◎ 事業の流れ



「支援機関」

- 山形市農業協同組合
- 山形県農業協同組合
- 山形県農業法人協会
- 山形県農業経営相談所

<問い合わせ先>

山形県村山総合支庁農業技術普及課 TEL621-8277
山形市農林部農政課就農・経営支援係 TEL641-1212 内線436
山形市農協 アグリセンター TEL645-4849
山形農協営農センター
【中央】TEL684-2547 【西部】TEL647-3744
山形県農業法人協会 TEL622-8716
山形県農業経営相談所 TEL641-117

新型コロナウイルス感染症の影響で 人手不足となった農業経営体を支援します

農業労働力確保緊急支援事業の御紹介

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が
代わりの人材を雇用 農作業を委託 人材派遣を活用

した際の掛り増し経費を支援します！

✓ 支援対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず農作業に当たって人手不足になった経営体が対象になります。

対象となる例

ケース1

入国制限等により、来日予定だった技能実習生や特定技能外国人が来られなくなった

ケース2

小学校等の休校の影響で、子の保護者である従業員が出勤できなくなった

ケース3

観光農園で、例年収穫をしていた観光客等が外出自粛等により来られなくなった

✓ 支援内容

- ◆ 代わりの人材を雇用等した際の掛かり増し経費を支援します

交通費

3万円/月以内

宿泊費(居住費)

6,000円/泊以内

保険料

実費

労賃

500円/時間以内
(10時間/日)

- ◆ 対象期間: 令和2年4月1日から令和2年12月31日

令和2年4月1日時点に行われていた取組まで遡って適用します！

✓ 申請方法

まずは、全国農業会議所の
本事業専用Webシステムから御登録ください。

御登録はこちらから

URL: <https://for-farmer.jp/>

お問合せ先: 全国農業会議所

サポートセンターフリーコール 0120-150-055(受付時間: 9時~17時)

メールアドレス info@for-farmer.jp

農業労働力確保緊急支援事業

Q & A

Q1

新たに雇用する人材(代替人材)に何か要件はありますか？

A1

新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生等を受け入れることができずに人材不足になった農業経営体と雇用契約を締結し、農作業に従事してもらうことが基本的な要件となります。

Q2

どのような経費が補助対象になりますか？

A2

代替して雇用した者に要する交通費、宿泊費、保険料、賃金等が補助対象となります。ただし、費用全てではなく、受入れ予定だった技能実習生・働いてもらう予定だった方などに要するはずだった経費を超えた分(掛かり増し経費)が対象となります。

Q3

どのような資料を準備すればよいですか？

A3

- ① 受入れ予定又は働いてもらう予定だった方の氏名、勤務内容(労働時間、給与、交通費等の諸経費)等と、代わりに雇用する予定の方の勤務内容を比較した調書と、
 - ② 上記を証明する書類
- を用意していただく必要があります。詳細は、全国農業会議所の申請サイトをご覧ください。

Q4

助成金の申請から入金まではどのようなスケジュールですか？

A4

月末までの経費を、翌月10日までに交付申請した場合、申請した月の末日の入金を想定しております。

✓ 事業の詳細は農林水産省ホームページへ

農林水産省ホームページ

事業のQ&Aや実施要綱などの確認はこちらから！

(https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html)

農水省 緊急 労働力確保

検索

又は



インターネット検索エンジンからキーワードを入力して検索

↑こちらのQRコードからも読み取れます↑

(作成)農林水産省経営局就農・女性課